

「那覇市おいしい食べきり協力店」持ち帰り対応実施要領

令和2年1月28日

環境部長決裁

1 目的

実施要綱第10条に基づいて、同要綱第3条第3号に定める「食べ残した料理等の持ち帰り希望者への対応」の実施、運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対応実施要件

「持ち帰りへの対応」を実施する協力店は、次の各号を遵守すること。

(1) 食べ残した料理等の持ち帰りを希望する申し出があった場合、食中毒等のリスクや取扱方法等の衛生上の注意事項を十分に説明し、食中毒等の食品事故が発生した場合は持ち帰り希望者の自己責任となる旨の同意を得た上で持ち帰りの提供を行う。

(例)

- ・持ち帰った料理の長時間の持ち歩きは食中毒のリスクが高まるので、帰宅までに時間がかかる場合の持ち帰りはご遠慮ください。
- ・暖かいところには置かず、早めにお召し上がりください。
- ・お召し上がりの際は、十分に再加熱をしてください。 等

(2) 協力店は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係法令によって定められた衛生管理を遵守すること。

(3) 加熱調理済みの持ち帰りに適した食品を提供し、生鮮食品(生鮮魚介類、生鮮野菜及び生鮮果物)等の調理が必要な食品は、希望者からの要望があっても提供しないこと。

(4) 夏など外気温が高い場合は、食べ残した料理の持ち帰りを休止、又は保冷剤等をつけて持ち帰りの提供を行う。

(5) その他、料理の取扱いについて注意書きを添えるなど、食中毒等の予防をするための工夫をすること。

3 その他

那覇市は、食べ残した料理等の持ち帰りについて、食中毒、体調不良やその他の異変が起きた場合の一切の責任を負わないものとする。